

第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

- 1 第 1 節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。
- 2 第 1 節には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 56 類から第 62 類までの物品
 - (b) 第 63.09 項の中古の衣類その他の物品
- 3 第 63.09 項には、次の物品のみを含む。
 - (a) 次の紡織用繊維製の物品
 - (i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品
 - (ii) 毛布及びひざ掛け
 - (iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン
 - (iv) 室内用品（第 57.01 項から第 57.05 項までのじゆうたん及び第 58.05 項の織物を除く。）
 - (b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの
ただし、第 63.09 項には、(a) 又は (b) の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。
 - (i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。
 - (ii) ばら積み又はバール、サックその他これらに類する包装で提示すること。